

1. はじめに

本書は、親しい間柄において発生し、親しい間柄であるがゆえに、その予防・告発・回復等あらゆる局面において個人的にも社会的にも対応が難しい暴力の問題をとりあげ、法はこれまでいかなる対策を提供してきたか、そしてその効果はいかなるものであったかを分析し、その上で、特に、今後、被害者支援において法が果たしうる役割を考察したものである。

2. 「序論」

本書において議論の対象とする問題領域は、親密圏における暴力、特にドメスティック・バイオレンス（以下、DV）と性暴力である。具体的な考察の対象となる関係性は、DVについては配偶者、性暴力については顔見知りにとどまるが、理論上は、親密圏を、家族・親族のみならず人々の日常生活に組み込まれた信頼を基礎とした多様な関係性を含むものと想定している。

このような関係性において生じる暴力を取り上げる理由は以下の点にある。見ず知らずの他人から受ける暴力とは異なり、親しい関係にある人からの暴力は、それ自体被害者の信頼を破壊するものであると同時に、加害者は被害者の信頼を利用して巧みに犯行が可能な状況を作り上げるため、被害者にとっては二重の裏切りであり、かつ単に加害者のみならず、これまで疑いもなく依拠してきた世界そのものへの信頼が崩壊する出来事である。さらに親しい人が自分を傷つけるという事態は認知の混乱をきたし、自責の感情を生み、他者に被害を訴え、助けを求めることを阻害する。認知の混乱は被害者だけでなく周囲も同様であり、社会の中に支援制度が用意されていても、被害者を速やかに支援につなげる仕組みは機能しにくい。そこには、被害の実態についての単純な知識の欠如に加え、家族や夫婦をめぐる伝統的な価値観を擁護し、そこで日常的に生起している暴力の問題を、あくまで例外的なこととして周縁に追いやろうとする社会的な力が作用しているように思われる。子どもたちを育み人々の生活を支えるはずの場—私たちの生の基盤が損なわれている現状の解決は焦眉の課題である。

親密圏における暴力の問題に取り組むことにより、付随的に明らかになるのは、暴力は加害者個人の個性・心理にとどまらず、不平等な社会構造に起因するものであり、とりわけ社会におけるジェンダー・バイアスが要因となっているということ、また、そのジェンダー・バイアスが司法の中にも「経験則」を通じて作用していること、さらに、従来司法が前提としてきた合理的自律的人間像では、現実の暴力被害を十分に把握することは困難であり、暴力被害が生起する社会的文脈を適切に理解し、偏見や先入観ではなく事実に基づいて、公正公平な判断を司法が下せるよう、実態の解明と事実の収集整理が研究者に求められている、という点である。

3. 「第1部 法的対応の現状」

第1部では、性暴力やドメスティック・バイオレンスの問題について、法的対応の先進国である海外の事例の検討および、日本の法的対応の現状を考察する。

（1）「第1章 性暴力」

1）「第1節 日本における強姦罪の問題点」

「女性への暴力」撤廃への世界的潮流の中で、日本でもストーカー規制法やDV防止法が制定されてきたが、特別法による対応ではなく、刑法による性犯罪行為の規制という点については、日本法における性暴力への対応は不十分であると言わざるを得ない。欧米諸国においては70年代から刑法上の性犯罪規定が繰り返し改正されているのに対し、近年日本でも若干の法改正があったものの、特に中核的規定である刑法177条の強姦罪規定は明治期に制定されて以来、一度も改正されないまま今日に至っている。

強姦罪規定の問題点は、対象となっている行為の定義や主体・客体の性別、年齢など、多岐にわたって指摘されてきているが、本書では、そのうち、特に抵抗要件について取り上げる。強姦罪では「暴行又は脅迫」が構成要件となっているが、実際には、加害者の行為態様それ自体ではなく、被害者の抵抗の有無が、暴行脅迫の有無の判断基準であり強姦罪成立の決め手となっている。強姦罪の裁判例の分析からは、被害者の抵抗が過小評価され、加害者が被害者に同意ありと信じたことの「合理性」が広く認められていることが分かる。これに対して、同様に、暴行脅迫が要件となっても、強姦罪のような財産権侵害の場合、被害者が激しい抵抗を示すことなく相手の要求に屈したとしても犯罪は成立する。このように、財産犯と違って、性犯罪の場合、客観的な暴行脅迫の事実だけではなく、激しい抵抗の存在がなければ犯罪とならない。日本でも近時の通説は、強姦罪の保護法益を性的自由あるいは性的自己決定権であるとしているが、被害者の意思決定を侵害する行為の有無より、加害者が被害者の同意を信じたことにつき「合理性」があるか否かが重視され、その加害者の判断の「合理性」は、多くの場合男性の視点によるものであり、被害者の心理行動に関する研究の知見とはそぐわないものとなっていることが指摘されてきた。米国における性的自由をめぐる議論では、相手方の有効な同意を得ていないにもかかわらず、性行為をなすことは、それだけで「性的自律（セクシュアル・オートノミー）」を侵害している、という考え方が強力に提唱され、被害者の同意を広く推定する伝統的な考え方が否定されるに至っている。日本においても、保護法益である性的自由、性的自己決定権の内実を十分に検討し、そこから判断基準が導出されるべきである。

2）第2節 レイプ法は何を守ろうとしてきたか

—米国における強姦罪成立要件とジェンダー・バイアス

エストリッチは、米国のレイプ事件に関する裁判例の分析から、米国の伝統的レイプ法において強姦罪の成否を決してきたのは、当事者の関係性であったと分析している。見知らぬ相手による犯行と異なり、顔見知りによるレイプの場合（エストリッチはこれをシンプルレイプと呼ぶ）、加害者は、被害者の信頼を裏切られたというショックによる混乱を利用することにより、必ずしも暴力に頼ることなく犯行に及ぶことができる。エストリッチによれば、裁判所はシンプルレイプの場合にのみ、厳しい立証のルール課し、被告人を無罪に導いてきたという。このようにして、レイプ法は、既知の女性に対する、男性の広範な性的アクセス権を守ってきたのだとエストリッチは主張する。レイプの定義が偏狭に過ぎるというフェミニストからの批判を受け、70年代にレイプ法は多くの州で改正されるが、期待されたほどの効果を上げることができなかつた。当事者が顔見知りではなく、かつ、被害者の不同意が認定されて

も、加害者が明白な暴力を行使していないことを理由に無罪とされるケースも現れた。これを、レイプ法の根底にある身体的暴力へのこだわりが、法改正に込められた期待を裏切ったのだとシュルホーファーは見る。身体的暴力を重視するのは、攻撃性を「男らしさ」とみなし、男性が強引な手段によって女性に性的な接近を試みることを肯定する性文化の影響であり、要件として高い身体的暴力のハードルを設定しておかなければ、「通常の性行為」の多くが犯罪となってしまうからであるという。このような狭量なレイプ観に対し、リベラルなフェミニストたちは、本来「通常の性行為」は暴力とは無縁なものであることを強調するために、レイプを性犯罪ではなく暴力犯罪とし、暴力の定義を広げようとした。しかしながら、結局解釈や運用において、激しい身体的暴力の有無という旧来の基準が温存された。これに対し、ラディカル・フェミニズムは、レイプと「通常の性行為」の連続性を主張し、日常の性生活における女性に対する虐待と抑圧を告発したが、これがそのまま法的概念として有効なレイプの定義となるわけではなかった。

フェミニストの努力が十分に成果を挙げなかったことを受けて、シュルホーファーは、暴力概念に依拠せず、レイプを性的自律の侵害と捉え、その視点から新たにレイプの成立要件を提唱する。性的自律とは人格の中核的要素で、①成熟した理性的な決定を合理的になすための内面的能力、②許されないプレッシャーや強制からの外面的自由、③個人の身体的境界の不可侵性、の3つの側面があるという。性的自律の侵害にあたるのは、第一に、合意が強制された場合、第二に、当事者間に権力関係が存在する場合、第三に、自由な意思決定への妨害とみなされる深刻な詐欺の場合、第四に、明確な同意がない場合、である。シュルホーファーの議論は、日本法における強姦罪の保護法益について考えるにあたり、極めて示唆に富む。ただし、強姦罪の本質をどう考えるかについては、シュルホーファーの見解とは異なる多様な議論も内外で行われており、特に女性へのエンパワメントという観点から慎重に検討する必要がある。被害者自身の声に耳を傾けつつ、どこからが犯罪となるのか境界線を確定する困難な作業に取り組まなければならない。

（2）第2章 ドメスティック・バイオレンス

1) 第1節 家族法とDV—離婚原因における配偶者暴力の評価

夫婦間における暴力の問題は、DV防止法以前、司法によってどのように扱われていたのだろうか。ここでは家族法を取り上げ、DVが離婚原因として評価されていたか否かを分析する。まず、離婚原因の規定をみると、明治民法では、配偶者からの「同居ニ堪エサル虐待又ハ重大ナル侮辱」が離婚原因とされていた（813条5号）が、現行民法にはこのような規定は存在しない。戦後の民法改正作業において、当初、上記の規定は、配偶者の直系尊属からの虐待・侮辱という離婚原因（813条7号）と統合されて、一旦「配偶者又はその直系尊属より著しい不当の待遇を受けたとき」という文言となるが、直系尊属に関わる離婚原因は家族制度の残滓であるとの批判を受けて、削除されている。当該批判は直系尊属に関するものであったにもかかわらず、配偶者からの暴力まで同時に削除されているが、それに関する明確な理由は、改正の経緯を記した当時の資料にも見当たらない。ただ、明治期以来の有責主義から破綻主義へ移行する離婚法の展開の中で、配偶者からの暴力は相対的離婚原因とする考え方が定着し、現行民法770条1項5号「その他婚姻を継続し難い重大な事由」に吸収されたことが推測される。戦前の裁

判例をみても、激しい暴力が認定された事例以外は、同居に堪えない程度か否かの判断基準として、当事者の社会的地位や暴力行為が生じた経緯など、暴力の正当化要因の有無が重視されている。

離婚原因の有無が争点となっている戦後の裁判例によれば、生命身体への危害が著しい事例をのぞき、当事者の関係性が審理の対象となり、特に被害者に「落ち度」がなかったかどうか厳しく問われ、これは明治期から一貫した司法の姿勢であるように思われる。DV防止法の制定後に関しては、十分比較検討するに足る裁判例が公表されていないものの、データベースで公開されたものを見る限りにおいて、特に裁判所の考え方に変化があるようには見受けられない。加害者の暴力は常に被害者の言動との相互作用の結果として相対的に判断され、家事能力が十分ではない、夫に協力的ではない等の妻の態度が認定されると、妻にも婚姻破綻につき責任があったとされる。また、DVに関しては、性的暴力や精神的暴力が被害者へ及ぼす深刻な影響が問題となっているが、これらの事例における裁判所の態度は極めて消極的である。現在、DV研究の進展により、DV加害者は、被害者を支配下におくという目的のために暴力を手段として採用しているのであり、自己の暴力を正当化するため、被害者の言動に原因があるよう主張することが多いが、それは責任転嫁に過ぎないことが明らかにされている。DV被害者の心理や加害者の行動パターン、暴力が起きるメカニズム等に関する知見に照らした場合、DVの防止や被害者支援が社会の責任であるとされている今日においても、離婚原因に関する司法の判断において、DVは適切に評価されているとは言い難い。

2) 第2節 カナダのDV法制

カナダのDV法制は、連邦レベルでは、DVに特化した法律はなく、刑法典による対応となるが、州レベルでは、DVあるいはファミリー・バイオレンスに対応した制定法が中心となる。DV被害者は、連邦の刑法典によるピース・ボンドと、各州の規定する民事法上の接近禁止命令を利用することができる。両者には有効期限や申請窓口等、いくつかの違いがあり、特に、対象に関して、前者は制限がないため恋人間の暴力や、カップル以外の暴力の問題にも使うことができるが、後者は婚姻や同居等、一定の要件を満たすパートナーのみに発令されるという点が大きく異なっている。また、州によってはDV事件を専門的に扱うDVコートが制度化されている。

たとえばオンタリオ州トロントのDVコートには、専門的なトレーニングを積んだ検察官のチームが配置され、被害者／証人支援プログラムのスタッフによる被害者の保護および支援が行われている。また、「パートナー暴力対応プログラム」と呼ばれる加害者向けの教育プログラムが用意されており、一定の条件を満たす加害者には、刑罰の代わりにあるいは保護観察の条件として受講が義務付けられている。オンタリオではDVに特化した法律がないため、DVコートはDVに関する独自の定義に依拠して事例の処理を行っているが、その定義は現代のDV研究に基づく詳細なもので、DVのダイナミクスと被害の実態に即したものとなっている。DVは個別に見れば軽微な行為であっても、その継続・累積により虐待のパターンを形成するため、伝統的な犯罪の概念には適合しないとされ、日本でもDV加害者の刑事責任の追及の難しさが指摘されてきた。刑法を改正することも、特別法を制定することもなく、裁判所の運用によって、これまで司法が扱ってこなかったケースを裁判手続きに載せることを可能にしたトロント

のDVコートの実践は、日本の刑事司法におけるDV対策の在り方を考える上で、重要な示唆を与えるものといえよう。

4. 第2部 被害者支援制度

第2部では、性暴力やDVの被害者支援制度について考察する。性暴力については、日本のワンストップセンターのお手本となったバンクーバーの取り組みについて、DVについては、DV防止法下における行政の支援制度と保護命令の問題を取り上げる。

(1) 第3章 カナダにおける性暴力被害者支援

バンクーバーのブリティッシュ・コロンビア州立女性病院で長く病院長を務めたエリザベス・ワイノットは、日本において性暴力被害者支援に取り組んできた女性たちに、その理念と実践において、大きな影響を与えてきた。ワイノットのリーダーシップにより、ブリティッシュ・コロンビア州立女性病院には、性暴力被害対応サービス（Sexual Assault Service、以下SAS）という部門が設置され、24時間体制で性暴力被害者に医療と精神的サポート、他の関係機関とのコーディネート等のサービスを提供している。SASは、性暴力の原因をジェンダー不平等な社会構造に帰するフェミニスト的分析と、ケアのフェミニスト的原則から構成される「フェミニスト的アプローチ」を採用している。ケアのフェミニスト的原則とは①ケアの目的は患者にコントロールを取り戻してもらうこと、②そのために提供するケアに関して必ず選択肢を提供すること、③患者からインフォームド・コンセントを得るように努めること、④スタッフは守秘義務を守ること、である。SASを率いるワイノットと、女性運動の活動家でありカウンセラーであるジンガロを中心に、女性の中でもマジョリティに属する層だけではなく、セックス・ワーカー、先住民や移民などの女性達、そして、女性だけでなく、セクシュアル・マイノリティや入院中の子どもやガン患者など、社会の中で弱者として扱われる様々な人々への支援の場において、上記のフェミニスト的アプローチによる支援が広がっている。フェミニスト的アプローチは患者中心アプローチとも呼ばれ、支援する側の都合ではなく、あくまで支援される側の人を中心に支援を考えようとする立場である。その発想が、女性に限らず、支援を必要とする多様な立場の人々に支持されていったといえよう。その際に、フェミニズムと共に、支援活動の支柱となったのが、社会構築主義の考え方であった。社会構築主義によれば、暴力の被害者も、差別の被害者も、病者や子どもたちも、自分たちに「価値がない」とラベルを貼られ、思い込まされているに過ぎない。かれらの思い込みである「物語」は社会的に構築されたものであり、固定されたものではない。そしてこの「物語」の書き換えを促すのが支援者やセラピストの役割となる。

このような考え方から、あくまで支援される人の声を聴き、彼女／彼らのニーズを最優先すること、何より彼女／彼らのエンパワメントを重視すること、彼女／彼らの力を信じること、支援する側の権力を自覚し、被支援者を搾取することなく、自らが持つ特権を被支援者のための社会変革に活用すること、が支援の場で実践されている。課題とされているは、①被害者支援より加害者の逮捕が組織の存在意義として最優先される刑事システムとの摩擦、②支援制度が整備されることにより、本来、被害発生

の原因として変革の対象とされるべきである社会体制に取り込まれ、その結果、国や社会が問題を解決済みとしてそれ以上の改革を怠ってしまうこと、である。上記の課題を念頭に置きつつ、その徹底した当事者主義を日本においても被害者支援の中心に据えるべきであろう。

（２）第４章 DV被害者支援の取り組み

１）第１節 DV被害者支援における自治体間格差

DV防止法は、各自治体に、配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者に対して、相談・指導・一時保護・自立支援・情報提供等の支援を行うよう義務付けている。支援制度の詳細については、全国一律の基準を設定するより、地方の実情に応じた制度設計が望ましいという考え方にに基づき、各自治体の裁量に委ねられている。その結果として、実際の支援制度には自治体によって大きな開きが見られ、それは必ずしも、当該地域のDVの実情に即したものとは言えず、被害者や支援者の間に大きな不公平感を生み出している。しかしながら、たとえば、DV防止法の制定以前よりDV被害者支援については先進的な取り組みを行ってきた横浜市などでは、DV防止法制定後も、その不十分な規定を補うほどの充実した支援制度を実現させていた。一般に、法文上の根拠がないと行政は動きにくい、と言われているが、法の整備を待たなくとも、適切な支援制度の構築が不可能ではないことをいくつかの自治体が例証している。聞き取り調査の結果、当該自治体の首長の考え方、支援団体と行政との関係性等が、支援制度における自治体間格差の背景となっていることが明らかとなった。

また、同一自治体の中でも関係機関によって、また同一機関の中でも担当者によって、対応の違いが生じており、どの地域で、どこの機関で、誰から支援を受けるかで、被害者の運不運が分かれるような状況となっている。国が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を定め、それに準じて各自治体が基本計画を策定しているが、そこにはDV問題に関する理解のしかた、被害者支援の理念等が共有されているはずであるにも関わらず、抽象的なレベルではともかく具体的なレベルでの支援に関しては、コンセンサスが成立しているとは言い難い。自治体間の格差とは別に、このような地域内、組織内のミクロのレベルでの差異が生じる背景には、専門家の間でも見解が分かれるDVのメカニズムや加害者・被害者像に対する理解の困難さに一因がある。また、多くの民間団体がDV被害者支援の在り方について行政の担当者向けにも、一般の支援者対象にも研修を実施し、被害者の意思の尊重やエンパワメントを最優先することの重要性を強調し、支援の質の確保が目指されているが、行政機関においては、人事異動や雇用形態の問題から支援者が育たず、支援のノウハウが蓄積されないこと、民間団体においては、公的な財政援助が不十分であるため財政基盤が脆弱であり、経験を積んだ支援者の量を確保することが困難であること、等が、支援の質のバラつきを生んでいる。さらに、行政の政策過程において、DV問題の解決が数値目標によって測定できる性質のものではないため、政策評価の段階で十分に政策の適否が評価されず、施策の改善につながっていない。

全国どこでも被害者が適切な支援を公平に受けることができる支援制度の構築には、国の介入の強化、自治体におけるDV被害者支援専門の職員の養成、民間団体への公的経済支援等が求められているが、被害者の権利主体性の確保という視点からの検討も必要であると思われる。

2) 第2節 保護命令申立時におけるDV被害者支援について

DV防止法は保護命令制度を設けている。発令件数の少なさや、審理が適切に行われているか、という点も問題とされているが、それ以前の申立の段階で、実は被害者にとっては大きなハードルが待ち受けている。保護命令は、加害者のもとから逃れることができた被害者が、加害者の追跡とさらなる暴力の発生を阻止するため申し立てるもので、一時保護期間中に申請されることが多い。原則2週間とされている一時保護期間中に、支援者は保護命令の説明を行い、被害者の納得が得られれば、申立書作成の作業が開始される。

申立書の書式は、裁判所によって簡易に作成できるよう工夫されているが、そもそも逃げてきた直後の被害者は急性のストレス反応が出る時期であり、過去の被害を思い出し、時系列に沿って整理して書き出すというのは、被害者にとって過度に精神的な負荷がかかる作業である。保護命令発令のためには深刻な暴力被害の事実を記載する必要があるが、そのような被害ほど心理的な防衛機制により思い出せなかったり、思い出せた場合はPTSDの症状が悪化したりする等、容易なことではない。民間シェルターによっては、スタッフがまず入所した被害者との信頼関係を築くように努め、その後被害者の同意を得て、一日がかりで聞き取りをし、それを整理して申立書の下書きを作成している。裁判所への提出も加害者の追跡の危険性があること等からスタッフが同行し、提出後書記官の確認を受け、必要に応じて書き直しの作業を行う。このように申立それ自体、適切な支援が必要であるが、制度化されているわけではなく、被害者の選択と支援者の善意に依存しているのが現状である。

保護命令申立の支援の担い手としては、弁護士や行政の相談員、民間シェルターのスタッフなど、いくつかの選択肢があり得るが、それぞれの立場に伴う制約と被害者にとっての利用のしやすさという観点から検討した結果、全ての被害者が保護命令申立に関する支援を受けることができるためには、裁判所内部に専門的な支援を行う部署を設けるか、民間団体の出張所を置くことを認めるなど、ワンストップセンター的な制度の実現が最も実効性が高いのではないかとと思われる。

5. 第3部 被害者の権利擁護を目指して

第3部では、被害者の権利擁護の実効性を確保するために、必要な課題を取り上げる。第一に、米国の試みを通じて、ジェンダー公平な裁判の実現について検討する。第二に、被害者の権利主体性の確保を目的として、支援を受ける「権利」の構想を試みる。

(1) 第5章 ジェンダー公平な司法へ—アメリカにおけるNGOと裁判所の協働

米国における司法教育の歴史において、裁判所におけるジェンダー・バイアスが研修内容として本格的に取り上げられたのは、1986年のことである。それまでは、公民権運動の高まりとともに、女性の権利拡大を求める動きも活発となり、公民権法第7編に基づいて雇用における女性の差別禁止を求める訴訟が続々と提起されたが、ほとんど認められることがなかった。そのため1980年に女性団体が設立したのがNJEP（「裁判における男女平等促進のための全米司法教育プログラム」）である。NJEP設立当時

は、裁判官は公平公正であり、それが彼らの仕事なのだから、偏見について裁判官を教育する必要などない、というのが社会の反応であった。しかしながら裁判例や新聞報道などの情報を収集し分析を続け、根気強く裁判所におけるジェンダー・バイアスの存在を訴えた結果、司法教育の項目としてジェンダー・バイアスが取り入れられるようになり、さらに、ほとんどの州の裁判所でジェンダー・バイアスの調査研究に取り組むタスク・フォースが設置されることとなった。

NJEP との協働によって結成された各州裁判所のタスク・フォースは、調査結果に基づき、裁判官・裁判所職員・弁護士協会・検察官協会・議会・警察・ロースクールなど、司法制度に関わる多様なアクターに対し多くの勧告を出した。その結果、裁判官をはじめとする裁判所関係者の行動規定や、裁判所の利用者への対応に関するルールが修正され、ジェンダー公平性の確保のため、地域コミュニティにおいて裁判所手続きのモニタリング活動を実施している団体との協力関係が結ばれるなど、多角的な取り組みが実施された。さらに判決のみならず、立法においてもジェンダー公平の実現が及んだ多くの例が報告されている。

その後一定の成果を上げたジェンダー・バイアスに関するタスク・フォースは解散し、多くの州でジェンダー公平性を目的とする新たなタスク・フォースか、あるいは、他のマイノリティ・グループの問題と統合されたタスク・フォースが設置されることとなった。2000年当時で「もうジェンダー公平性は達成された」とする認識が裁判所内外に広がっていたが、NJEP は、性差別的な偏見は、異なる性を持つ人々の社会生活の現実に対する無知に由来し、社会の中に深く根を下ろしているものであり、それを克服するためには、不断の努力と教育の継続が不可欠であるという認識から、次の課題として「ジェンダー公平性の制度化」を掲げている。これは、新人ベテランを問わず、全ての裁判官や職員に継続してジェンダー・バイアスに関する教育を実施すること、裁判所の中にジェンダー公平性を目的とする恒常的な委員会を置くこと、司法教育において、ジェンダー・バイアスの問題を特定のプログラムの中でのみ扱うのではなく、関連するあらゆる法分野のプログラムにおいてジェンダー公平性が探求されること、などを具体的な目標としている。NJEP の戦略は、ジェンダー・バイアスをめぐって価値観の対立構造を持ち込むのではなく、問題は「事実」に関する正確な知識の欠如である、という認識に基づき、自分たちの活動と、客観性・公平性・中立性を実現したいという裁判官の理想とは異なるものではないとし、彼らが、より彼らの理想に忠実に仕事ができるように、事件の生起している社会的文脈を構成している「事実」を、裁判官に提供するのだ、という姿勢を貫いている点にある。日本の司法教育に対して外部から働きかけることは、現時点ではかなりの困難が予想されるが、日本においてジェンダー公平な司法を実現するための方法論として、NJEP の実践は大きな示唆を与えてくれるものと思われる。

（2）第6章 DV 被害者の権利主体性～「支援を受ける権利」試論～

DV 防止法によって創設された保護命令制度は、一定の要件さえ満たされれば、どこの裁判所で申立をしても同一の手続きによって処理されることが保障されている。このような司法による救済に対し、行政による被害者支援は、第4章第1節でみたように各自治体の裁量に委ねられており、地域格差が大きいことが長年指摘されてきた。各自治体における具体的な施策は年々整備が進んでいるものの、どこで支援を受けるかによって支援の内容が異なるという状況は基本的に変わっていない。その背景として、

国の方針、当該自治体における財政状況等、様々な制度上あるいは事実上の制約要因があるとしても、より根本的には、被害者が制度の客体でしかない、という点に問題があるのではないだろうか。被害者の意思の尊重ということが、多くの自治体のDV防止基本計画の理念に謳われており、苦情処理制度を設ける自治体も増えてきているが、実際に支援を受けた被害者や支援に携わる人々にとっては、被害者はあくまで支援の対象であり、支援を受けることは「権利」ではなく「恩恵」であると感じられている。

現在の制度設計では、立法趣旨も文言上も支援の現場でも、被害者の「権利」は明確にされていない。被害者の「権利」という視点を重視するのは、第一には、上記のように、自治体間の格差を是正し、全国一定水準の支援を確保するためであるが、第二に、DV被害者の回復のために、支援が「権利」として行われる必要があるからである。DV被害を受けていた間、被害者は、日常生活における細々とした選択にいたるまで、加害者の指示命令に従わされ、たとえ被害者にとって本来当然の権利として認められることであっても、それは加害者の「恩恵」として恣意的に与えられる。このようなDV被害の実態を受け、支援の現場では支援者は「恩恵」ではなく、あくまで被害者の当然の権利として、支援を行うことが求められている。それが、被害者のエンパワメントにつながり、失われた「自己」を取り戻すことにつながるからである。

被害者の「支援を受ける権利」を構想する可能性を探るため、関連する法分野の議論を参照したとき、たとえば、近年飛躍的な進展のあった犯罪被害者支援法制を見ても、刑事手続において遺族や被害者に一定の法的地位が認められるようになってはいるものの、それ以外に具体的な成果はなく、支援を権利とする議論も付随的なものに止まっている。また、DV防止法の前文にあるように、DVは人権侵害と考えられるが、日本における人権侵害救済制度の実情からみても、人権をめぐる判例や学説の議論の枠組みからしても、私人間において人権侵害を受けた者が公的な支援を受けることを「権利」と捉える視点は見出せない。被害者支援を社会が担うことの根拠として、「必要性」からの議論はあっても、暴力被害によって失われた権利を回復させる「義務」が社会にあり、そのための支援を求める「権利」が被害者にある、という議論はない。支援が被害者の権利として理解されない限り、支援する側と支援される側には権力関係が生じ、社会の中に支配—従属の非対称な関係性が再生産され続ける。DVだけでなく、親密な関係の中で暴力・虐待によって、人として享有し得る権利を行使する以前にそもそも主体として立つ力を奪われた人々の権利回復を図るためには、その支援が当然の「権利」として把握される必要があると思われる。人権概念の見直しを含む新たな権利論の構築を今後の課題としたい。

6. おわりに

本書では、加害者が女性・被害者が男性の場合や同性カップル間など、ジェンダー・バイアスだけでは説明のつきにくい関係性における暴力をどう考えるかという問題については、十分に検討することができなかった。これらの事例についてはジェンダーが無関係ということではなく、ジェンダーやセクシュアリティ、その他の要因をも含む複合的な格差の問題が背景にあることが推測される。また、現在の被害者支援は、被害者がそれまで属していた地域的人的コミュニティから切り離され、多くを失うところから出発する制度であるが、それに代わる権利主体としての被害者の回復を保障する具体的な支援制度の構想も、今後の課題として検討していきたい。